

公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ 委員会規程

平成23年12月22日

規 程 第 3 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公立大学法人広島市立大学情報セキュリティ対策規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第30号）第2条第4号及び第5号に掲げる実施基準及び手順の策定、実施及び改廃に関する事項
- (2) インシデントの再発防止策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、情報セキュリティに関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務・危機管理担当理事をもって充てる。
- 3 副委員長は、情報担当副理事及び情報処理センター長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 学部長
 - (2) 広島平和研究所長
 - (3) 附属図書館長
 - (4) 語学センター長
 - (5) 芸術資料館長
 - (6) 社会連携センター長
 - (7) 国際交流推進センター長
 - (8) キャリアセンター長
 - (9) 事務局次長
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者

(委員の任期)

第4条 前条第4項第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(専門委員会)

第9条 委員会に、第2条各号に掲げる事項を検討させ、及び実施させるため、専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局教務・研究支援室において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。